

自分の年収では借入はとても無理では…？

- 申込人の収入が低くて希望額の融資が受けられない場合は、妻や親の収入を合わせて融資条件をクリアする『収入（所得）合算』という方法があります。
- 『収入（所得）合算』できる相手は、配偶者・父母・子で、連帯債務者となることが条件です。
（同居条件がつく場合もあります）
- また、年齢制限もあります。たとえば公庫（※）ですと、完済時年齢が80歳までであるとか、民間ローンですと20歳以上60歳以下というような条件がつく場合があります。
※住宅金融公庫は、平成19年4月1日より住宅金融支援機構となり、直接融資は終了しました。
- 合算できる収入の範囲も申込人の年収の1/2までとかの条件がつく場合もありますので、ご利用される銀行でご確認ください。
- 合算する相手の収入を証明する書類（納税証明・給与証明書等）を提出しなければなりません。
（非課税扱いのパートでは認められませんのでご注意を!!）

『収入（所得）合算』は夫婦・親子が協力しあってマイホームを取得するという心強いシステムです。これにより融資額も増加し、より理想に近づくことができます。